

平成 30 年度 公共工事の諸課題に関する意見交換会

日 時：平成 31 年 2 月 5 日（火）10：30～

場 所：白山会館 1 階「芙蓉」

（新潟県出席者）

土木部 副 部 長 吉田 誠吾

技術管理課長 和田 大

監理課建設業室長 小田 勝俊

監理課企画調整室長 加納 行弘

（敬称略）



■ 挨拶

（日本建設業連合会：芦田支部長）

日本建設業連合会北陸支部長の芦田です。今日は、意見交換会の開会に当たり、年度末を控えた大変お忙しい中、吉田副部長様をはじめ土木部幹部の皆様にご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、平素より支部活動に特別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げる次第です。

ご承知のように先月 28 日には通常国会が召集され、今後、3 年間の防災減災に係る臨時、特別の措置を含む平成 30 年度第 2 次補正予算並びに来年度当初予算案について、本格的な審議が始まったところです。昨年 12 月に閣議決定された平成 31 年度当初予算案においては、公共事業予算は概ね一定の水準を堅持した形になっているところですが、臨時、特別の措置

分を除いた通常分でも 1.3 パーセント増の予算となっています。私どもとしては、切れ目のない公共事業執行を行っていただくうえでも、早期の年度内成立を期待しているところです。

新潟県においては、過去において、新潟地震、新潟・福島豪雨、中越地震など、大きな自然災害に見舞われております。自然災害が多発する条件下にある本県においては、県民が安全で安心して暮らせるための災害に対する備えはまだ十分ではないと思っています。新潟県民の皆さんが安全で安心して生活ができる社会の基盤整備と災害に強い地域づくりを推進していただけますよう強くお願いいたしますとともに、私ども建設業としても、災害時の復旧復興を使命として、積極的な支部活動を行ってまいり所存です。また、新潟県における公共工事の発注については、週休 2 日モデル工事、施工時期の平準化や I C T 活用工事の試行など、現場の生産性向上に向けた施策に取り組んでいただいているところであり、引き続きよろしくお願い申し上げます。

日本建設業連合会においても、平成 27 年 3 月の建設業の長期ビジョンにもある建設業の担い手確保育成と生産性の向上を両輪とする取り組みを推進してきております。特に近年は、全産業で担い手不足が大きな問題となっております。地域の基幹産業でもある建設業界としても、その使命の根幹を揺るがすようなこの問題に対処すべく、建設業の働き方改革に当たっては週休 2 日の実現や時間外労働の適正化に、また、建設技能者の賃金の引き上げに向けては、昨年 9 月 18 日に労務費見積り尊重宣言を行い、12 月 21 日にはこの宣言の定着を図るための実施要領を策定したところです。このように、喫緊の課題であります建設業の担い手の確保に向けた諸施策に、会員各社一丸となって取り組んでいるところです。

本日は、あらかじめ提出させていただきましたいくつかの課題について意見を述べさせていただきます、意義のある意見交換会とさせていただきますと思います。

はなはだ簡単ではありますが、開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(新潟県土木部：吉田副部長)

県土木部副部長の吉田です。日本建設業連合会北陸支部の皆様におかれましては、本県建設業の発展にご尽力をいただいております。この場をお借りしまして、感謝申し上げます。

最近の社会資本整備を巡る情勢についてですが、先ほど支部長様からお話がありましたとおり、年末に防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策が閣議決定されました。内容といたしましては、頻発する大規模災害への対応として、重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、3 か年で約 7 兆円、さらに、速やかに着手すべきものとして、今年度の 2 次補正で約 6,300 億円が計上されております。本県としても、国の補正予算を受けて、県民の命と暮らしを守る、一段加速した防災・減災対策を推進してまいります。また、平成 31 年度予算

案については、国民の安全・安心の確保、力強く持続的な経済成長の実現などを重点化し、政策効果の早期実現を図ることを当初予算の基本方針としております。特に、気候変動の影響により頻発、激甚化する災害ですとか、切迫する巨大地震から国民の生命と財産を守ることを最重要の使命として、ハードとソフトの両面で総動員した防災・減災対策を推進するとともに、戦略的なインフラ老朽化対策に取り組むという国の方針が出ております。

本県においても、昨年誕生しました花角知事による新しい総合計画を現在策定中ですが、住んでよし、訪れてよしの新潟県を基本理念としまして、その実現に向けて、安全に安心して暮らせる、暮らしやすい新潟を第一義として掲げております。土木部としては、基本理念の実現に向けて安全に安心して暮らせる県土づくり、活力と賑わいのあるまちづくりを目指し、そうした事業を効果的、着実に進めてまいりたいと考えております。

また、このような施策展開を図るうえでは、建設産業の振興にも努めていかなければなりません。特に先ほどお話がありましたように、建設産業における担い手確保の対応は急務となっております。入職促進、人材育成に取り組む建設関係団体を支援いたします建設産業マンパワーアップ総合支援事業というものがありますが、こちらを今後拡充いたします。また、今年度は、平成28年から32年までの5か年計画で策定・実施しております第三次・建設産業活性化プランの中間評価の年でありまして、その結果を踏まえて、新たな施策に今後また取り組んでいきたいと考えております。地域の守り手として輝き続ける建設産業の実現に向けて、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、本日は建設業界における休日確保ですとか、現場の生産性向上などのさまざまなテーマが提案されております。有意義な意見交換となるようお願い申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。



■中長期的な公共事業予算の確保について

(日本建設業連合会)

我が国の経済動向は、ここ数年にわたり緩やかな回復基調をたどってきていると思ってい

ます。また、昨年12月21日には2019年度の政府予算案が決定されたところですが、公共事業費関係では、臨時、特別の措置の計上を含めて15.6パーセントの増、通常分で1.3パーセント増の予算が確保されたところです。北陸地方整備局管内でも、前年度水準で確保されて続けているところですので、当該予算が新潟県内の一層の社会資本整備に向けたものとなりますよう、また、今年度内に成立し、新年度早々に執行できますよう期待しているところです。

一方、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催などに向けて、首都圏や中部、関西地方の建設投資の需要の大きさなどから、地域の建設業界には堅調な傾向があるようですが、北陸地方整備局管内の状況を見ますと、各県において多少の差もありますが、全国的には、その地方の建設投資の需要のいかんによって地域間格差が鮮明になってきているのではないかと感じています。

私どもの建設業界において、政府による積極的な施策のもと、建設事業の着実な遂行に加え、働き方改革と生産性革命を強力に推進し、担い手の世代交代に確固たる道筋をつける必要に迫られている状況にあります。このため、日本建設業連合会では、週休2日の実現と建設キャリアアップシステムの普及推進を平成30年度事業計画における二大事業と位置付け、業界の命運をかけて取り組む姿勢を明確に打ち出してきたところです。特に、週休2日の推進については、日本建設業連合会では平成29年末に週休2日実現行動計画を定めて、5年間で定着を目指すよう、不退転の決意で取り組んでまいります。目標の達成までにはさまざまな課題があるとは思いますが、新潟県におかれても引き続きご協力、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

我が国が少子高齢化社会を迎えている中で、建設業界の担い手確保、育成には、いわゆる「新3K、給料がよい、休日が取れる、希望が持てる」の実現が極めて重要であり、若手入職者には十分な魅力を与えられる職場環境と処遇改善を進めていくことが必要と考えています。

北陸地域経済の活性化と雇用を支える基幹産業として建設産業が担う役割は大変大きいところがあります。我々の業界としても、地域の安全・安心を支えている建設業界に、人材不足がこれ以上深刻化しないようにしなければなりません。県民の安全・安心のための大規模災害等に備えた対策や、将来に向けたインフラ整備を着実に推進していただきますよう、中長期的な計画に基づき、安定的かつ持続的な公共事業予算の確保をお願いします。

(新潟県)

現在、平成31年度当初予算の編成作業中であり、国の動向や地方財政計画等を含め、総合的に判断しながら予算規模を決定していく見込みです。地方の場合は、地方財政計画による

ところが相当大きいものですから、我々としては、常に公共事業の必要性については年度の初めから、毎年、国に、地方の財政確保、地方の予算の総額確保ということで要求しています。土木部としては、安全に安心して暮らせる暮らしやすい新潟、地域経済が元気で活力のある新潟といったことの実現を着実に進めるために、必要な予算の安定的、継続的な確保、国への働きかけということが主になりますけれども、そこを一生懸命やると同時に、予算策定時期においては、土木部の実情を財政当局に伝えていくという状況です。

■工事施工の円滑化、設計変更手続きについて

(日本建設業連合会)

工事施工の円滑化について、工事施工の円滑化4点セット、条件明示の手引き、設計変更照査ガイドライン、工事一時中止に係るガイドライン、設計変更ガイドライン及び工事施工の円滑化に関する各種部会の展開、活用状況について、昨年度と同様に日本建設業連合会北陸支部会員各社へアンケートを実施し、18件の工事から回答を得た結果の概要が、次に申します2点になっています。

1点目、円滑化4点セットについては、昨年度の調査ではいずれの項目も約65パーセントの工事で展開されていました。今年度は、条件明示の手引きのみ60パーセントの展開率ですが、ほかの3点セットについては全体の80パーセント以上の工事で展開されています。円滑化4点セットはかなり浸透してきています。条件明示についても施工計画、工程策定、工事費積算のために重要な要素ですので、さらなる活用推進をお願いします。

2点目、国土交通省では、発注者、設計者、受注者間の情報共有を図るため、設計審査・施工条件検討部会、施工条件確認部会、工事・事業情報共有部会、設計変更等検討部会を開催しており、同様の会議の開催状況について昨年同様に質問したところ、昨年度より若干向上したものの、全体の40パーセント程度の工事でしか開催されていません。また、設計照査結果検討部会については全体の55パーセント程度の工事で開催されていますが、昨年度と比較すると、若干、率が下回っております。受発注者間で事業、工事に関する情報を共有することは、相互理解を深め、工事を円滑に推進するために有効ですので、同様の部会の開催推進を検討ください。

建設業の喫緊の課題である担い手確保、現場生産体制の維持を達成するためには、生産拠点の第一線である現場施工の円滑化による建設業の業務改善、イメージアップ、生産性向上が必須の課題となっています。発注者、受注者が一体となって円滑な工事施工を展開できますよう、ご指導のほどよろしく申し上げます。

設計変更の現状について、1点目、設計変更の前提となる現地・施工条件の明示は全体の

約 50 パーセントの工事で条件明示が不十分との回答があり、現場条件に合った具体的な記載がないとの回答もありました。現地の施工条件明示の徹底をお願いします。2 点目、工期・請負金額の変更協議は約 65 パーセントの工事が十分に実施されたとの回答でした。一方、協議内容が一方的だったとの意見も全体の 25 パーセントを占めていますので、設計変更の際の甲乙間の対等な協議の推進をお願いします。また、設計変更協議においては適切な期間を確保していただきたいとの意見もありますので、ご配慮をお願いします。3 点目、設計変更の書面での指示は全体の約 80 パーセントの工事で実践されていますが、概算金額の提示は全体の約 20 パーセントにとどまっており、概算金額の提示について、さらなる推進をお願いします。4 点目、設計図書の訂正・変更は、約 50 パーセントの工事で無償での訂正・変更を指示されたと回答されています。昨年度は 30 パーセントでした。設計図書の訂正、変更は発注者の責務となっていますので、発注者側で確実な対応をご指導願います。5 点目、各種スライド変更の適用は適用条項を満たさなかった場合を除き、適切に適用されているとの回答が 100 パーセントでした。

設計変更に関する自由意見は、次の 4 点がありました。今後とも片務性のない設計変更による契約金額の変更協議をご指導願います。

4 点の内の 1 点目、協議書を提出しても、設計変更の対象となるかについてあいまいな状況での施工を余儀なくされた。2 点目、プレキャスト部材への変更についても柔軟に設計変更の対象としていただきたい。3 点目、関連工事へと工事が継続する場合の仮設工の考え方を明確に設計に反映していただきたい。これは、敷鉄板ですとか山留材等の引き継ぎ時期等の話です。4 点目、今後も、対等の立場で、本音を協議できるような環境を目指していただきたい。この 4 点でした。

3 点目の甲乙間協議について、指示、承諾を明確にする取り組みは全体の約 30 パーセントの工事で展開されており、他発注者との比較では、実施率が高くなっています。設計変更の対象であるかの明確化につながりますので、さらなる推進をお願いします。

(新潟県)

1 点目の工事施工の円滑化についてです。その中の円滑化 4 点セットについては、国と同様、すべて作成済みです。各地域機関、10 の地域整備部がありますけれども、説明会等において、条件明示の手引き以外のガイドラインも含めて周知徹底を図り、積極的な活用に努めているところです。引き続き、アンケートの数字が上がるように頑張っていきたいと思いません。



次に、円滑な工事施工に向けた諸施策の展開ですけれども、県と国では執行体制が異なるということです。私どもの場合、同一の監督員が測量設計、積算、施工管理、工事説明から用地交渉までやっています。そのようなところで国とは対応が異なるのですけれども、一応、そのようなことから、国のような各種部会は設けていません。しかしながら、契約後に施工者、発注者それから設計委託のコンサルタントの三者会議を積極的に活用やワンデーレスポンスを心がけていまして、必要に応じて、上司の打ち合わせへの同席とか現場への同行などにより、工事の円滑な進捗に努めているつもりですので、よろしくお願ひします。

設計変更の現状についてです。5点あったことについてお答えします。1点目、条件明示が不十分というご指摘がありましたが、これから各地域機関における説明会等において、改めて条件明示の徹底、設計変更ガイドラインの遵守の指導に努めていきたいと思ひます。

2点目、変更協議についても協議の内容が一方的だったということで、大変申し訳ないと思ひていますが、引き続きコミュニケーションを密にしまして、十分に協議して受発注者間の共同で工事を円滑に進めていけるよう努めていきたいと思ひます。引き続き指導していききたいと思ひます。3点目、設計変更の書面での指示と概算金額の提示については、実は、平成16年度から概算変更額通知制度を施行しています。工期の半分とか3分の2とか、工程の中で大きなものを行ったときに、随時、このくらい増えますとかを通知するものです。所属長が書面ですることになりますが、こういうことをやっているところですので、建設業界には活用してくださいと話していますが、更に周知に努めていきたいと思ひます。

4点目、設計図書の訂正・変更です。こちらもいろいろな意見交換会で議題に上っています。私どもは、必要経費の支払いについて、やり方はいくつかあるのですが、きちんと払うということで通知していますので、今後また浸透を図っていききたいと思ひます。また、施工業者からもコンサル、測量会社への支払いのやり方、そういう場合もあるので、ご協願ひいた

いと思います。

5点目の各種スライド変更については、100パーセントの回答ということですが、引き続きこういった施策についても要望があればすぐに対応するよう説明会等で周知を図っていきたいと思っています。

そのほか、自由意見ですけれども、協議書の提出と設計変更の対象のあいまいな状態ということですが、これらについて、総じて双務性向上のために地域機関における説明会において、改めて各種ガイドラインの周知徹底を図っているところですが、更に進めていきたいと思ひますし、不適正な事例を紹介しながら注意喚起を図っているところです。また、適切な設計変更を行うように今後も指導していきます。

プレキャスト部材への変更についても、ICTが進んできますとこのようなケースも多々出てくると思ひますので、柔軟に対応できるように指導していきます。

関連工事の仮設の考え方を明確にということですが、意見交換会をやる中で、コンサルタントも設計委託も仮設とか施工図への不満が聞かれます。私どもも大変なことに受け止めていて、県の建設業協会とコンサル協会で、どうすればいいかこれから相談会を持つと思ひているところです。

甲乙間協議について、指示、承諾については、引き続き明確になるように努めていきますと回答させていただきたいのですが、県ではCALSが際立っています。当初、CALSはとて不平等不満があったのですが、通信環境がよくなり早くなったということで大変好評です。そのような中でも滞りなくやっているつもりですし、30%という数字が更に上がるように進めていきたいと思ひます。

(日本建設業連合会)

10年ほど前に私が自分で現場をやっていたころの話なのですが、その発注者も概算金額の指示書に書き添えるというか、試行を初めておられたタイミングだったわけですが、やはり、現場を運営していると、指示書の中身がどの程度の費用になるかは、それから下請に指示して工事を進める中で非常に大きいといひますか、金額が分からないままで工事を進めるわけにはなかなかいきません。特に概算金額の具体的な提示については、まだ比率が20パーセントでしょうか、この比率が高まると工事施工中の業者のリスクも軽減していくと思ひますので、是非この率が高まるようなご検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

(新潟県)

概算変更額通知制度ですけれども、私も長岡にいたときに、社長さんたちと話したときに、意外と知られていないと思ひます。再度、周知、PRをしたいと思ひます。



■適正な工期設定と休日確保について

(日本建設業連合会)

近年、全産業において生産性向上とか働き方改革が叫ばれています。そういった中で、建設業においては週休2日の確保もなかなかできていない状況となっています。新潟県発注工事（2億円以上）に関するアンケート調査結果においては、作業所閉所日を4週4閉所としている作業所が改善傾向は見られるものの、昨年20%、今年は9%という状況です。4週8閉所の作業所閉所日が達成できている作業所は、昨年度に引き続き、依然としてゼロ%となっています。若者が職業を選択するうえで、建設業が他産業に比べて劣る要因の一つに休日の少なさが挙げられています。

アンケート調査結果によりますと、「当初から適切な工期が設定されていなかった」と回答している作業所が昨年は13%、今年は44%でした。工事内容の追加変更を行った場合に「工期変更が適切に行われなかった」と回答している作業所が昨年はゼロ%でしたが今年は9%になりました。

週休2日の確保を含む適切な工期設定は、若者の就労定着化に必要不可欠になるものと思っています。工事内容の追加等があった場合については、適切に工期変更が行われますよう、引き続き、よろしくご指導をお願いしますとともに、当初設計の適正な工期設定及び建設労働者の休日確保に関する新潟県の取り組みの状況等をお伺いいたします。

(新潟県)

適切な工期設定と休日確保ですが、工期設定については、工種、現場条件等が標準的な工事の場合は、標準工事日数により工期を設定していき、これにより難しい場合はネットワーク等により個別に算定することとしています。この他、工程上で支障となる条件がある場合は、発注時から条件明示するとともに、必要日数について、別途協議しています。県発注（2億円以上）のアンケート調査ということですが、2億円になると標準工期1年を飛び抜けてしまうケースもあるのではないかと考えていますが、当初契約が一応年度内という契約事項で、繰越措置で何とか標準ということに対応しているのが実情ではないかと考えていま

す。

建設労働者の休日確保については、担い手確保の観点から処遇改善を図ることが必要だと考えていまして、「週休2日取得モデル工事」を平成29年1月から試行工事で実施しています。平成30年度から対象工事を拡大するとともに、受発注者間で協議して決定することにしていきます。また、先月から国に準じまして、4週6休以上を対象にした積算における対応をやっているところです。モデル工事の受注者については積極的に取組んでいただきたいと思いますと考えています。

週休2日の取組み状況ですが、今年度は試行が30件で、内、取組みが18件というところです。この回数を少しでも大きくしていきたいと思っていますし、全て受注者の希望型でやっています。いろいろな意見交換会の中で専門工事業者との関係もあるので現在のところ、新潟県では希望型で対応しています。



(日本建設業連合会)

現場のスタート時点では、最初の工期設定が非常に重要になると思いますので、適正な工期設定を引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それと、「週休2日取得モデル工事」についてですが、土木工事は自然の影響や近隣あるいは社会の影響を受けて予定どおり工程が進まないことがあります。もちろん、最初の工期設定が一番大事なのですが、そういった工程変更に対応できるように工程の共有をさせていただきたいと思います。現場においても工期の確保というのはかなり大きなストレスであり、非常に重要なファクターですので、お互いに納得した中で工事を進められれば、安全あるいは品質についても、我々も余裕を持って管理できるのではないかと考えていますので、是非、工程の共有化をお願ひしたいと思います。

(新潟県)

工程がうまくいく工事は減多にありませんので、その都度ロスになる工期は考慮しなければいけないと思っています。担当職員にもその旨を指導していきたいと思っています。

(日本建設業連合会)

是非、コミュニケーションがうまく図られるよう、よろしくお願いします。

(日本建設業連合会)

標準工事日数について、工程に支障となる条件がある工事は発注時から条件明示をしていますというご回答ですが、週休2日制に取り組む上では工程日数がそれに足りうるものかどうかという部分が非常に大きい部分だと思っています。発注時から条件明示というのは、契約後のことなのか、入札公告の段階なのかを教えてくださいませんか。

(新潟県)

県の場合は希望型ですので契約後です。受注者が希望すればそれに応じて変更するということです。県の標準日数の考え方を平成5年頃に4週8休対応で算定することになりましたが、あくまでも標準です。4週8休の取り組みについては、意欲がある業者には工程も考慮しているということです。

(日本建設業連合会)

週休2日制で契約後に工程日数を明示して、実施工程と非常に乖離があるときには変更もありうるということでしょうか。

(新潟県)

いろいろなファクターにより出来なければ、それに応じるしかないと思います。今のところ、そういった声は届いていないようです。

■生産性向上について

(日本建設業連合会)

1つ目、生産性向上について、働き方改革、過重労働防止推進の観点から、建設現場における生産性向上、業務の効率化は、業界全体で取り組むべき課題だと考えています。今回は、①各工事で取組まれている生産性向上対策、②工事書類の簡素化、③電子・紙での書類の二重提出についてもアンケートを実施しましたので、結果をご報告させていただきます。

各工事で取組まれている生産性向上対策です。工事管理用統合ソフトは全体の50%の工事で採用されています。(昨年度と同等)

プレキャスト部材の採用が全体の約35%の工事で実施されていて、他の発注者と比較しても、高い頻度で活用されています。反面、ICT土工の活用頻度は全体の約10%でしか活用されていないので、3次元CADを含めたICTの活用推進をお願いします。

2つ目、工事書類の簡素化について、工事書類の簡素化、電子提出については、簡素化を図るべき事項が多いが進んでいないとの意見が全体の50%以上を占めていますので、工事書

類の簡素化への取り組みをよろしく願います。また、電子化、電子データでの提出は全体の60%の工事からは進んでいるとの回答があり、昨年度と比較して電子化は進んでいると判断されます。

3つ目、電子・紙での書類の二重提出について、二重作成・提出の書類が多い、多くはないが二重提出の書類があるとの回答が全体の80%を占めています。これは昨年度と同等です。今後とも、業務改善のために二重提出の抑制、電子化の推進への取り組みをお願いします。

(新潟県)

各工事で取組まれている生産性向上対策については、県としても生産性向上は積極的に進めるべきだと思っています。プレキャスト部材の活用についても進めますが、経済比較は部材だけではなく、施工や安全対策の面でも有効だと思しますので、いろいろな面で進めていきたいと思っています。

I C Tについては、平成28年度からI C T活用工事ということで、国の施策を展開する形で取り組んでいます。思うように進んでいない状況です。活用件数も、昨年度は全国で1番の件数を記録したのですが、今年度は少し低迷しています。去年まではとにかく体験してみようということで活用されたと思うのですが、今年は少し落ち着いた感じ。そういった現状ですが、生産性の向上には大事なことだと思っています。今年、私ども発注者だけではなく、建設会社、測量会社を対象にして、I C Tの研修を6回連続講座制で、株式会社小松製作所とコベルコ建機株式会社に全面協力してもらい、2コース各20人で40人の研修を実施しました。このようなことをやっている県はないということを新聞社からも言われております。大変好評なので、来年度もやっていきたいと思っていますし、このような形で、底上げを図っていきたいと思っています。

あと、B I M / C I Mについて、設計、測量段階での3次元データの活用についてはこれからだと思います。今はとりあえず過渡期ということでその対応は遅れていますが、今後、いろいろな面で情報収集をしていきたいと思っています。

工事書類の簡素化について、新潟県では関係法令の改正に基づきまして、平成28年3月から工事関係書類一覧表とか工事書類作成マニュアルを改正しまして、工事書類の簡素化に努めています。土木工事の契約時とか施工時、完成時において、提出、提示が必要な書類を工事関係書類一覧表で明示しています。これは提示です、これは提出だけという形です。それから、作成する工事書類の目的、提出時期、留意事項を工事書類作成マニュアルということで明示しています。

一方で、関係法令で提出が必要な書類も多く、工事書類の減量が、すぐにとするのは難しく今後、国の施策に追従しながら注意していきたいと思っています。簡素化を図るべき事項が多

いということですので、どのようなものを簡素化していくかということ、また意見交換をさせていただければと思います。

電子・紙での書類の二重提出ということについて、先ほど申し上げましたが、新潟県ではCALSを導入することによって電子提出も可能になっていますし、電子納品もスムーズになっています。原則、そのようなことで二重提出はないと思っていますが、やはり、よりよい改善点があれば、アドバイスしていただければと思います。

(日本建設業連合会)

書類も年々少なくなっているような感じはしますが、現場でやっている人間からすると、やはり、役所の仕事は書類が多いということです。例えば、検査のときに紙の書類がないと検査のスピードが遅くなるとか、いろいろな問題があって二重に出さざるをえないという問題も出てきていますので、年々、少しずつでもけっこうですが、簡素化されていく努力をお互いがやりたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

(新潟県)

検査時に、打ち出しは要らないという話をしてもやはり心配になって打ち出していらっしゃる会社もあります。検査も、昔は写真を見せてもらったものも画面を見ながら検査していたので時間が掛っていましたが、それでも今はプリントしなくてもいいものもあります。今後も改善していければと思います。

(日本建設業連合会)

プレキャストの部材活用なのですけれども、経済比較をするようにという指導をしていきたいというお話ですけれども、やはり、安全面も含めて、全体最適という観点がありますので、是非、経済比較をやった現場については、事例を積み重ねて残していただきたいと思います。

(新潟県)

ICT機械、ICT土工が進んでいますが、来年からは、プレキャストも活用が進むと思います。一応、メーカーにはいろいろな情報をお聞きしているのですが、今後、国土交通省の動向を注視していきたいと思います。労働災害を減らすのが一番だと思いますので、プレキャストはその一つの切り札ではないかと思っています。その中で、単に部材だけの経済比較ではなく、全体最適を念頭に置きながら対応していきたいと思います。

■新潟県の取り組みについて

(新潟県土木部：加納企画調整室長)

現在作業しています新潟県総合計画の見直し案の概要について、お手元の3枚綴りの資料

に基づいて説明させていただきます。

新潟県総合計画の見直しについては、知事公約を踏まえて、知事の基本理念を基に見直し作業を行っているところです。知事がいろいろなところで示している、住んでよし、訪れてよしの新潟県の基本理念を第一に掲げているところです。その中には、新潟の魅力・新潟らしさといった、新潟ブランドを意識してもらえような新潟県を作っていきたいという知事の強い思いが込められているものです。

具体の中身については、将来像で、大きな柱として三つ、中に入れると五つのところが掲げられているところですが、将来像Ⅰについては、安全に安心して暮らせる、暮らしやすい新潟についてです。防災・減災や犯罪などの政策を内容とする安全に安心して暮らせる新潟が、知事は1丁目1番地といろいろなところで話しているところとして、これが第1に上がっているところです。次に、福祉、医療等を内容とする県民すべてが生き生きと暮らせる新潟を再構成しています。

将来像Ⅱについては、地域経済が元気で活力のある新潟について、交流人口の拡大や拠点性の向上といった内容で、多様な人や文化が交わる賑わいのある新潟。また、産業振興や雇用の場、農林水産業の振興など、活力のある新潟についても再構成しているところです。

2ページ目をご覧ください。将来像にぶら下がる政策の柱についてですが、私ども、中項目と呼んでいるところです。これらについては、土木部関連については赤丸の印をつけています。まず、資料の左側です。Ⅰ安全に安心して暮らせる、暮らしやすい新潟については、現プランでは、災害に強い地域づくりという政策の柱でしたが、ここについては、一段加速した防災・減災対策の推進ということで、さらに強めた形で政策の柱として最上位に上げているところです。また、続く政策の柱、インフラの老朽化対策や身近な道路整備などを内容とする安全・安心な地域を支える基盤づくりを位置付けているところです。

資料の右側をご覧ください。Ⅱ地域経済が元気で活力のある新潟の1番、多様な人や文化が交わる賑わいのある新潟についてです。こちらについては、拠点性の向上と諸外国との交流の推進を一つの政策の柱に統合するとともに、知事の公約を踏まえまして、住みやすく暮らしやすいまちづくりと魅力発信について、将来像の活力ある新潟に移動しています。2の活力ある新潟については、魅力あるまちづくりと定住の促進を将来像の柱として位置付けているところです。

3ページをご覧ください。ここについては、政策の柱・体系の全体像を示しています。20の政策の柱、中項目と、61の小項目で再構成しているところです。今後のスケジュールですが、現在、市町村への意見照会や県民へのパブリックコメントの意見に対する対応を検討中です。2月議会前に計画案を示しまして、2月定例会で意見をいただきまして、年度内の成

立を目指しているところです。



(新潟県土木部：小田建設業室長)

資料の配付はできなかったのですが、土木部で策定している第三次・新潟県建設産業活性化プランについて、今年度は中間評価の作業をしています。その状況についてご説明します。

私ども、建設産業の振興を目的として、平成28年度から32年度までの5年間、アクションプランとして第三次・新潟県建設産業活性化プランを策定してまいり、このプランに示す方向性に沿って、地域の守り手として輝き続ける建設産業を目標にして取り組みを進めています。今年度はプランの中間年度となりますので、中間評価を行って、後半期間の施策展開に向けてフォローアップを行うことで中間評価の作業を行ってまいります。

今年度、建設企業へのアンケートあるいは団体へのPRを行い、更に外部の有識者の方々には中間評価会議を3回にわたって開催いたしまして、プランの中間評価と、後半期間に向けての施策展開についてのご意見を伺っています。プランの中間評価については、活性化プランに掲げる施策について概ね順調に実施あるいは検討されているということ、県の施策については、一定の実効性が認められるという評価をいただいているところです。また、後半期間へ向けたフォローアップの意見としては、施工時期の平準化、あるいはAI、ICTの活用などにより生産性の向上を図る取り組みを一層推進すべきではないかというご意見や或いは建設産業の将来を支える人材の確保・育成が重要な課題ということ、積極的な情報発信や処遇改善などにより建設産業の魅力を向上させ、若者の入職促進、離職防止に一層取り組むべきだというご意見をいただいております。また、週休2日などによる休日の確保など、建設業の働き方改革を推進すべきではないかというご意見もいただいております。

県では、今回の中間評価、あるいはフォローアップ意見を受けまして、今年度内にプランの改訂版を策定して、公表したいと思っております。皆様方におかれては、今後とも、活性化プランに掲げる施策の実施に向けてご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。